

第3次豊中市みどりの基本計画策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

豊中市では、平成 30 年(2018 年)3 月に平成 30 年度(2018 年度)から令和9年度(2027 年度)までを計画期間とする第2次豊中市みどりの基本計画を策定し、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」を基本理念に、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を推進してきました。

令和4年度(2022 年度)にはみどりの現状把握、それまでの施策等の進行状況の分析から「みどり率・緑被率の低下への対応」、「みどり、公園・緑地に対する満足度の維持・向上」を課題とする計画の中間的な総括を行いました。また、令和6年度(2024 年度)には自然が有する多様な機能を活用することで、公園みどりの維持管理の質、利用価値の向上とともに多機能化を図り、多様な人々が集える憩いや賑わいの空間を創出することを目的とした「グリーンインフラによるまちづくり基本方針」を策定しました。

これらを踏まえ、現行計画が令和9年度(2027 年度)に目標年次を迎えることから、この間の社会情勢や自然環境等の変化及び法制度の改正など、これまでの施策等の効果の検証を踏まえつつ、「グリーンインフラによるまちづくり基本方針」に加え、新たに「生物多様性地域戦略」を包含した形で計画の改定を行うものです。

そこで、業務全般に関して高い専門性と豊富な経験があり、最も適正な企画力、技術力や実施体制をもつ事業者に策定支援業務を委託し、よりよい計画策定を行うことを目的とします。

2. 業務概要

(1) 業務名称

第3次豊中市みどりの基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第3次豊中市みどりの基本計画策定支援業務特記仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

令和 8 年(2026 年)4 月 1 日(水)から令和 10 年(2028 年)3 月 31 日(金)まで

(4) 予算額

上限額は 14,659,700 円(消費税及び地方消費税を含む)

各年度の内訳は、令和 8 年度 12,102,200 円(消費税及び地方消費税を含む)

令和 9 年度 2,557,500 円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 担当課

環境部 公園みどり推進課

4. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 1 日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 最近の 2 年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のない者(徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。)
- (9) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員および豊中市暴力団排除条例(平成 25 年豊中市条例第 25 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しない者であること。

(10) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていない者であること。

※なお、応募者は、プロポーザルの実施時点では市の業者登録をしていなくてもよいこととしますが、優先交渉権者となった場合には、契約締結までに同登録を行うものとします。

5. 参加表明手続

(1) 提出書類

関係法令及び条例を遵守し、かつ実施要領に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。フォントサイズは原則 10.5 以上としてください。

| 様式番号 | 提出書類 | 留意事項 | 部数 |
|------|-----------------------|---|--------------------------------------|
| 様式1 | プロポーザル参加申込書 | 応募者の印鑑登録した印を押印 | 1部 |
| 様式2 | 事業者概要説明書 | | 1部 |
| 様式3 | 業務執行体制調書 | | 1部 |
| 様式4 | 公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無 | 応募者の印鑑登録した印を押印 | 1部 |
| 任意様式 | 企画提案書 | A4サイズ 10枚まで。 別紙「第3次豊中市みどりの基本計画策定支援業務特記仕様書」に基づく内容とし、仕様書以外に提案する内容を記載しても構いません。 後述 8. 審査方法、評価基準の(2)提案項目及び評価基準により審査することを留意して作成してください。 | 正本1部 副本6部 ※副本には事業者名称を記載しない |
| 任意様式 | 見積書 | ・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「第3次豊中市みどりの基本計画策定支援業務」と明記すること。 ・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。 | |
| 様式5 | 質問書 | | |
| 様式6 | 参加辞退届 | 応募者の印鑑登録した印を押印 | |

(2) 提出部数

すべての書類の正本1部、企画提案書については副本6部を A4 サイズ片面刷りで提出してください。また、全ての提出書類の電子データを記録したCD-Rを1枚提出してください。

※副本6部については応募者が判明できる記載、表現(商号、実印等)は記載しないか黒塗りにする

等により審査における匿名性を担保すること。

(3)提出期限

令和8年3月6日(金)17時15分必着。

提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合は、応募を無効とします。提出後の応募書類の追加や差替え、訂正は原則認めません。

(4)提出方法

持参(月曜～金曜(祝日は除く)9時～17時)、郵送又は宅配便のいずれかとします。

郵送又は宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局にメールや電話で確認してください。

(5)提出書類の取り扱い

提出書類はいかなる場合も返却しません。

6. 質疑応答

質問がある場合は「質問書」(様式5)を電子メールで事務局あてに提出してください。

(提出期限:令和8年2月13日(金)17時15分必着)

原則として提出された全ての質問への回答は令和8年2月18日(水)(予定)に本市のホームページに掲載します。ただし、事業者のノウハウに係ると判断される質問については個別に回答します。
なお、電話での質問は受け付けません。

7. 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に、上記「4 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合。
- (2) 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めた場合。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (5) 予算額を超える提案を行った場合。
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合。
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合。
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合。
- (9) 第二次審査(プレゼンテーション)に欠席した場合。
- (10) 一団体で複数の提案をした場合。
- (11) 提案に関して談合等の不正行為があった場合。
- (12) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合。
- (13) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合。
- (14) 審査の公平性を害する行為があった場合。

- (15) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めた場合。

8. 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

- ・本市職員で構成する審査委員会を設置し、審査します。
- ・審査は二段階で行い、第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーション審査とします。
- ・審査は、後述で定める審査項目に基づき、各審査員が採点を行う方式とします。
- ・第一次審査及び第二次審査の審査項目は同一とし、第二次審査時の採点は、第一次審査の結果に関わらず、新たに行うものとします。
- ・第一次審査は各審査員が企画提案書等の内容を採点し、全審査員の合計点数により順位を決定します。ただし、提案者が5者未満の場合は第一次審査を行いません。
- ・第二次審査は第一次審査の上位4者を対象に行います。各審査員が企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査して採点し、全審査員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定します。
- ・合計点数の最も高い提案者が2者以上あった場合は、当該提案者の中から審査員の合議によって、第一優先交渉権者を選定します。
- ・合計点数が満点の 60%以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉権者を選定しません。
- ・第二次審査の場所や時間は、一次審査の通過者に別途連絡します。

なお、プレゼンテーションは以下を目安として実施します。

プレゼンテーションの準備時間 5 分

プレゼンテーション 10 分

プレゼンテーション後の質疑応答 15 分

- ・第二次審査でパワーポイント等を使用する場合は、原則、必要な機材はすべて、提案者で用意してください。本市はモニターと電源のみ用意します。また、実施場所はインターネット回線が整備されていないことに留意してください。
- ・第二次審査でプレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる主たる担当者とし、当日の出席者は1者あたり3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む)とします。

(2) 提案項目及び評価基準

| 項目 | 配点 | 評価基準 |
|---------------|---------|--|
| 業務に対する理解度、計画性 | 30 点 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的や業務内容等を十分に理解した提案がされているか ・これまでのノウハウを活かした事業の成果を高めるための創意工夫等が盛り込まれているか ・実施体制、事業スケジュール、内容が具体的かつ適切で実現可能な内容となっているか |
| 業務に対する提案内容 | 50 点 | <ul style="list-style-type: none"> ・関連計画等を十分に理解して企画提案が行われているか ・国・府における最近の動向、新しい視点の導入など新計画策定に相応しい支援内容となっているか ・生物多様性に関する事項について十分な提案がされているか ・市民にわかりやすい表現やレイアウトなどの提案がされているか ・仕様書に記載以外に本業務の目的に照らし、効果的で具体的な提案があるか |
| 業務に対する見積り金額 | 20 点 | <ul style="list-style-type: none"> ・上限額の範囲かつ適正な委託料が提案されているか |
| 処分歴等 | 内容により減点 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等の有無及び内容 |

(3) 結果の通知

第一次審査の結果については 3 月 11 日(水)に、第二次審査の結果については 3 月下旬に電子メールにて通知します。なお、本市と協議のうえ、本市の内部手続きを経て本業務の実施者として決定することになるため、交渉権者の通知をもって本業務の実施を約束するものではありません。

(4) 結果の公表

審査結果については、本市ホームページ等により公表します。

公表内容は次のとおりです。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者(事業者名・所在地・代表者・提案金額)
- ④ 公募及び審査経過(公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成)
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他(受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由)

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしません。

また、応募者が2者の場合は次点者の採点結果は公表しません。

9. 契約に関する基本的事項

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき本市と協議の上、業務内容を確定し、本市と契約手続きを行います。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。
- (2) 契約内容及び仕様、契約金額については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議するものとします。また、協議の結果、採択された提案から変更が生じことがあります。
- (3) 本業務の受託者は、本市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと。(受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)

10. スケジュール(いずれも令和 8 年(2026 年))

| | |
|------------------|-------------|
| 実施要領等の公表 | 2 月 6 日(金) |
| 質問事項の提出締切 | 2 月 13 日(金) |
| 質問事項への回答 | 2 月 18 日(水) |
| 企画提案書等の提出期限 | 3 月 6 日(金) |
| 第一次審査(書類審査) | 3 月上旬 |
| 第一次審査結果通知 | 3 月 11 日(水) |
| 第二次審査(プレゼンテーション) | 3 月 18 日(水) |
| 第二次審査結果通知 | 3 月下旬 |
| 委託契約締結 | 3 月下旬 |

※第一次審査は5者以上の応募があった場合にのみ行います。

※第二次審査の時間、場所等詳細については、第一次審査通過者に改めて通知します。

※上記に記載する期日は予定であり、変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

11. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出、プレゼンテーションに関する費用等)は提案者の負担とします。
- ・提出書類等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- ・提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項(個人情報含む。)を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- ・提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ・提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更するこ

とはできません。

- ・本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに「参加辞退届」(様式6)を提出するものとします。
- ・審査、評価及び応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は一切受け付けません。

12. 提出先

〒560-0022 豊中市北桜塚1丁目3番1号

(事務局)豊中市環境部公園みどり推進課

電話 06-6843-4121

FAX 06-6845-5813

電子メール kouen@city.toyonaka.osaka.jp